

半日型デイサービス 百寿 運営規程

(事業の目的)

第1条 大善家具株式会社が開設する半日型デイサービス百寿（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護、介護予防通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 介護予防通所型サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 半日型デイサービス 百寿
- (2) 所在地 小牧市大字河内屋新田字村前2 8 番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

【1 単位目】

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

ア 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画、介護予防通所型サービス計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 3 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

【2 単位目】

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

ア 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画、介護予防通所型サービス計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 3 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[地域密着型通所介護、介護予防通所型サービス]

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び、お盆、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) サービス提供時間
 - ア 1単位目 午前9時00分～午後0時15分とする。
 - イ 2単位目 午後1時15分～午後4時30分とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[地域密着型通所介護、介護予防通所型サービス]

- (1) 1単位目 10名
- (2) 2単位目 10名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

[地域密着型通所介護、介護予防通所型サービス]

- (1) 健康チェック
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 認知症予防
- (5) レクリエーション
- (6) グループワーク
- (7) 行事的活動

- (8) 認知症予防
- (9) おやつを提供
- (10) 送迎
- (11) 介護相談
- (12) 食事、入浴の提供なし

(利用料金その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護の事業を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護予防通所型サービスの事業を提供した場合の利用料金の額は、小牧市長が定める額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に準じた額とする。

- 2 おやつ、飲料代として1回の利用にあたり100円徴収する。
- 3 おむつ代は、1枚100円とする。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小牧市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 一、事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 二、事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（採用時 2 ヶ月以内 1 回、継続研修年 2 回以上）実施すること。
- 三、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の禁止)

第 14 条 事業者は、身体拘束、その他の行動を制限しないものとする。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。しかし、その場合も速やかな介助を務めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するとともに記録するものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 事業者は、愛知県暴力団排除条例第 3 条の基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力し、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し当該情報を提供するように努めることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大善家具株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 21 日から施行する。

令和 3 年 2 月 1 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 6 月 1 日 改定

令和 6 年 7 月 1 日 改定